

(注)下記の設立までの流れは、概略を示したものであり、実際の手続きと異なる場合があります。

# 農事組合法人設立までの流れ(概略)



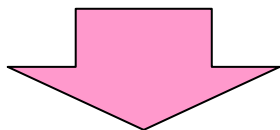
根拠法:農協法第72条の16

## ○設立にあたっての基本的事項の検討

- (1)定款(案)の作成
  - ①事業の目的、業務内容、面積規模等のイメージ
  - ②法人形態(1号法人、2号法人)などの案を作成
- (2)設立にかかる同意書の徴求
- (3)そのほか、発起人会(創立総会)の開催準備 など

発起人

(注)農事組合法人を設立するには、3人以上の農民が発起人となる必要があります。



## ○発起人会(創立総会)の開催

- (1)定款の作成
- (2)役員を選任
- (3)役員報酬限度額等の設定
- (4)そのほか  
などを決議し、発起人から理事への設立事務の引き渡しを行う。

理事

(注)農事組合法人は、役員として理事を置かなければなりません。→農協法第72条の12

## ○組合員による出資の払込み(出資組合のみ)

第1回目払込みがあった日から2週間以内に登記

## ○設立の登記申請(法人設立)

設立の登記の日から2週間以内に行政庁へ届け出

## ○行政庁への届け出



都道府県の区域内を地区とする農事組合法人は、各都道府県庁へ届け出ることになります。(その他は農林水産省へ届け出)